

ID: 96

担当部署: 企画政策課

処分の概要	利用の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例 第6条第1項(第17条第2項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	令和3年条例第1号		
【基準】 第6条及び第7条並びに旭市暴力団排除条例第10条の規定による。 (利用の許可) 第6条 施設のうち、旭市使用料及び手数料に関する条例(平成17年旭市条例第60号。以下「使用料等条例」という。)別表第1その1旭市多世代交流施設の項に掲げるものを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 指定管理者は、前項の規定により利用を許可する場合において、施設の管理運営上必要な条件を付することができる。 (利用の不許可) 第7条 指定管理者は、施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による許可をしないものとする。 (1) 公の秩序を乱し、公益を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。 (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。 (4) 前3号に定めるもののほか、施設の管理運営上支障があると認められるとき。 (公の施設の暴力団の利用制限) 第10条 市、教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市が指定する者をいう。)は、市が設置した公の施設の利用が暴力団を利用することとなると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可の取消し等の措置を講ずることができる。 2 市長又は教育委員会は、前項に規定する措置を講ずるための必要な事項について警察本部長に意見を聴くことができる。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 100

担当部署: 企画政策課

処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例 第17条第4項において読み替える第13条
例 規 番 号	令和3年条例第1号

【基準】

第17条及び読み替える第13条並びに旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則第12条及び読み替える第7条の規定による。

(市長による管理)

第17条 市長は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第4条の規定にかかわらず、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に施設の管理業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に施設の利用の承認が含まれるときに限る。)における第5条から第8条まで、第10条及び第15条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「市長」とする。

3 第1項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。)において、利用者は、第11条の規定にかかわらず、使用料等条例に定める額の範囲内において、市長が定める使用料を納入しなければならない。ただし、当該利用について同条第1項の規定による利用料金を支払っている場合は、この限りでない。

4 前項本文の場合における第12条から第14条まで及び第16条の規定の適用については、第12条から第14条までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第13条中「公益上特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて定めた基準により」とあるのは「使用料等条例第5条各号に該当する場合は」と、第16条中「指定管理者がやむを得ない事情があると認め、市長の承認を受けたときは」とあるのは「市長がやむを得ない事情があると認めるときは」とする。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(読替規定)

第12条 条例第17条第1項の規定により、多世代交流施設の管理業務を市長が行う場合においては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条第1項ただし書及び第2項ただし書	指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて	市長が特に必要があると認めるときは
第3条の見出し	利用申請	使用申請
第3条	利用許可	使用許可
	指定管理者	市長
第4条の見出し	利用許可	使用許可
第4条	指定管理者	市長
	利用	使用
第5条の見出し	利用	使用
第5条第1項	利用許可を	使用許可を
	利用者	使用者
	利用の	使用の
	利用許可書	使用許可書

	指定管理者	市長
第5条第2項	指定管理者	市長
	利用	使用
	利用料金	使用料
第6条の見出し及び第7条の見出し	利用料金	使用料
第7条第1項	指定管理者が利用料金	市長が使用料
	指定管理者が市長の承認を受けて、	市長が
	指定管理者が定める	市長が定める
第7条第3項	利用料金	使用料
	利用申請	使用申請
	指定管理者	市長
第7条第4項	指定管理者	市長
	利用料金	使用料
	利用者	使用者
第8条の見出し	利用料金	使用料
第8条	指定管理者が利用料金	市長が使用料
	利用者	使用者
	利用できない	使用できない
	指定管理者が市長の承認を受けて、	市長が
	指定管理者が定める	市長が定める
第9条	利用者	使用者
	指定管理者	市長
第10条	指定管理者	市長
第11条第1項	利用者	使用者
	指定管理者	市長
第11条第2項	指定管理者が市長の承認を受けて	市長が
第11条第3項	利用者	使用者
	指定管理者は市長の承認を受けて	市長は
第14条	利用中	使用中
	利用者	使用者

(利用料金の減免)

第7条 条例第13条の規定により指定管理者が利用料金を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 市又は市の機関が使用するとき 全額

(2) 指定管理者が市長の承認を受けて、特別の理由があると認めるとき 指定管理者が定める額

2 前項の場合において、減額後の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 利用料金の減免を受けようとする者は、利用申請の際、旭市多世代交流施設利用料金減免申請書(第5号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

4 指定管理者は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、利用料金の減免の可否を決定し、旭市多世代交流施設利用料金減免決定(却下)通知書(第6号様式)により、利用者に通知するものとする。

標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 101

担当部署: 企画政策課

処分の概要	行為の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則 第9条ただし書(第12条において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	令和4年規則第15号		
【基準】 第9条の規定による。 (制限行為等) 第9条 利用者及び来場者は、多世代交流施設の施設内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。 (1) 行商その他これに類する商行為 (2) 寄付の募集 (3) 宣伝その他これに類する行為 (4) 広告物等の掲示若しくは配付又は看板、立札類の設置 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上不適當と認める行為			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 103

担当部署: 企画政策課

処分の概要	使用料の還付承認	
例 規 名 根 拠 条 項	旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則 第12条において読み替える第8条	
例 規 番 号	令和4年規則第15号	
【基準】 第12条及び読み替える第8条の規定による。 (読替規定) 第12条 条例第17条第1項の規定により、多世代交流施設の管理業務を市長が行う場合においては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第2条第1項ただし書及び第2項ただし書	指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて	市長が特に必要があると認めるときは
第3条の見出し	利用申請	使用申請
第3条	利用許可	使用許可
	指定管理者	市長
第4条の見出し	利用許可	使用許可
第4条	指定管理者	市長
	利用	使用
第5条の見出し	利用	使用
第5条第1項	利用許可を	使用許可を
	利用者	使用者
	利用の	使用の
	利用許可書	使用許可書
	指定管理者	市長
第5条第2項	指定管理者	市長
	利用	使用
第6条の見出し及び第7条の見出し	利用料金	使用料
第7条第1項	指定管理者が利用料金	市長が使用料
	指定管理者が市長の承認を受けて、	市長が
	指定管理者が定める	市長が定める
第7条第3項	利用料金	使用料
	利用申請	使用申請
	指定管理者	市長
第7条第4項	指定管理者	市長
	利用料金	使用料
	利用者	使用者
第8条の見出し	利用料金	使用料
第8条	指定管理者が利用料金	市長が使用料
	利用者	使用者
	利用できない	使用できない
	指定管理者が市長の承認を受けて、	市長が
	指定管理者が定める	市長が定める
第9条	利用者	使用者
	指定管理者	市長
第10条	指定管理者	市長

旭市 条例適用申請に対する処分個票

第11条第1項	利用者	使用者
	指定管理者	市長
第11条第2項	指定管理者が市長の承認を受けて	市長が
第11条第3項	利用者	使用者
	指定管理者は市長の承認を受けて	市長は
第14条	利用中	使用中
	利用者	使用者

(利用料金の還付)

第8条 指定管理者が利用料金を還付することができる場合及びその額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 天災その他利用者の責めに帰さない理由により利用できないとき 全額

(2) 指定管理者が市長の承認を受けて、特に必要と認めたとき その都度指定管理者が定める額

標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 131

担当部署: 企画政策課

処分の概要	利用の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市道の駅の設置及び管理に関する条例 第7条第1項(第18条第2項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成27年条例第28号		
【基準】 第7条及び第8条並びに旭市暴力団排除条例第10条の規定による。 (利用の許可) 第7条 道の駅の施設を利用しようとする者(施設を占有する者に限る。)は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 指定管理者は、前項の規定により利用を許可する場合において、道の駅の管理上必要な条件を付することができる。 (利用の不許可) 第8条 指定管理者は、道の駅を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による許可をしないものとする。 (1) 公の秩序を乱し、公益を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。 (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。 (4) 前3号に定めるもののほか、管理運営上支障があると認められるとき。 (公の施設の暴力団の利用制限) 第10条 市、教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市が指定する者をいう。)は、市が設置した公の施設の利用が暴力団を利用することとなると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可の取消し等の措置を講ずることができる。 2 市長又は教育委員会は、前項に規定する措置を講ずるための必要な事項について警察本部長に意見を聴くことができる。			
標準処理期間	7日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 135

担当部署: 企画政策課

処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	旭市道の駅の設置及び管理に関する条例 第18条第4項において読み替える第14条
例 規 番 号	平成27年条例第28号
【基準】 第18条及び読み替える第14条並びに旭市道の駅の設置及び管理に関する条例第11条及び読み替える第6条の規定による。 (市長による管理) 第18条 市長は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第5条の規定にかかわらず、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に道の駅の管理業務の全部又は一部を行うものとする。 2 前項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に施設の利用の承認が含まれるときに限る。)における第6条から第9条まで、第11条及び第16条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。 3 第1項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。)において、利用者は、第12条の規定にかかわらず、旭市使用料及び手数料に関する条例に定める額の範囲内において、市長が定める使用料を納入しなければならない。ただし当該利用について同条第1項の規定による利用料金を支払っている場合は、この限りでない。 4 前項本文の場合における第13条から第15条まで及び第17条の規定の適用については、第13条から第15条までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第14条中「市長の承認を受けて定めた基準により、公益上特に必要があると認めるときは」とあるのは「旭市使用料及び手数料に関する条例第5条各号に該当する場合は」と、第17条中「指定管理者が市長の承認を受けて」とあるのは「市長が」とする。 (利用料金の減免) 第14条 指定管理者は、市長の承認を受けて定めた基準により、公益上特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。 (読替規定) 第11条 条例第18条第1項の規定により、道の駅の管理業務を市長が行う場合における第2条から前条までの規定の適用については、第2条中「指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要があると認めるときは」と、第3条から第10条までの規定(第6条第1項第2号、第7条第2号並びに第10条第2項及び第3項の規定を除く。)中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第3条から第5条までの規定中「利用許可」とあるのは「使用許可」と、第4条及び第5条の規定中「利用」とあるのは「使用」と、第6条及び第7条の規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者が市長の承認を受けて、」とあるのは「市長が」と、第10条第2項中「指定管理者が市長の承認を受けて」とあるのは「市長が」と、同条第3項中「指定管理者は市長の承認を受けて」とあるのは「市長は」とする。 (利用料金の減免) 第6条 条例第14条の規定により指定管理者が利用料金を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 市又は市の機関が使用するとき 全額 (2) 指定管理者が市長の承認を受けて、特別の理由があると認めるとき 指定管理者が定める額 2 前項の場合において、減額後の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て	

るものとする。

- 3 利用料金の減免を受けようとする者は、利用申請の際、旭市道の駅利用料金減免申請書(第5号様式)を指定管理者に提出しなければならない。
- 4 指定管理者は、前項の申請に基づき利用料金の減免を承認したときは、旭市道の駅利用料金減免決定通知書(第6号様式)を利用者に交付するものとする。

標準処理期間

7日

備考

設定年月日

令和4年4月1日

最終変更年月日

年 月 日

ID: 136

担当部署: 企画政策課

処分の概要	行為の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市道の駅の設置及び管理に関する条例施行規則 第8条ただし書(第11条において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成27年規則第28号		
【基準】 第8条の規定による。 (制限行為等) 第8条 利用者及び来場者は、道の駅の施設内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。 (1) 行商その他これに類する商行為 (2) 寄付の募集 (3) 宣伝その他これに類する行為 (4) 広告物等の掲示若しくは配付又は看板、立札類の設置			
標準処理期間	7日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 138

担当部署: 企画政策課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市道の駅の設置及び管理に関する条例施行規則 第11条において読み替える第7条		
例 規 番 号	平成27年規則第28号		
【基準】 第11条及び読み替える第7条の規定による。 (読替規定) 第11条 条例第18条第1項の規定により、道の駅の管理業務を市長が行う場合における第2条から前条までの規定の適用については、第2条中「指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要があると認めるときは」と、第3条から第10条までの規定(第6条第1項第2号、第7条第2号並びに第10条第2項及び第3項の規定を除く。)中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第3条から第5条までの規定中「利用許可」とあるのは「使用許可」と、第4条及び第5条の規定中「利用」とあるのは「使用」と、第6条及び第7条の規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者が市長の承認を受けて、」とあるのは「市長が」と、第10条第2項中「指定管理者が市長の承認を受けて」とあるのは「市長が」と、同条第3項中「指定管理者は市長の承認を受けて」とあるのは「市長は」とする。 (利用料金の還付) 第7条 指定管理者が利用料金を還付することができる場合及びその額は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 天災その他利用者の責めに帰さない理由により利用できないとき 全額 (2) 指定管理者が市長の承認を受けて、特に必要と認めたとき その都度指定管理者が定める額			
標準処理期間	7日		
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日